第３２回 蘭越町農業委員会総会議事録

１　開催日時　　令和５年２月２８日（火）午後２時３０分から午後４時００分

２　開催場所　　蘭越町役場３階委員会室

３　出席委員　　１５人

会　長	１５番　中井　　悟	
会長職務代理	７番　西元　道啓	
委　員	１番　黒川　利光	２番　近藤　一祝
	３番　髙山　重人	５番　岩間　勇市
	６番　宮武　正人	８番　吉田　靖志
	９番　石井　妙司	１０番　金子　辰四郎
	１１番　安田　伸二	１２番　坂野　幸夫
	１３番　坂井　明治	１４番　杉本　峯一
	１６番　伊藤　忠幸	

４　議事日程

第１　会議録署名委員の指名について

第２　会期の決定について

第３　諸報告について

第４　農地法第１８条第６項の規定による通知について

第５　農地法第３条の規定による許可申請について

第６　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第７　令和５年農作業雇用標準賃金の改定について

第８　農地法改正に伴う農地法第３条第２項第５号の規定に基づく下限面積の廃止について

第９　蘭越町農業委員会「農地等の最適化の推進に関する指針」の決定について

第１０　農地法第３条の３第１項の規定による届出について

第１１　新たな農地施策全道研修会について

５　農業委員会事務局職員　事務局長　高田　幸則

農地係長　小柳　大騎

6　会議の概要

議　長	ただいまの出席委員は、１５ 名であります。 定足数に達しておりますので、これから第 ３２ 回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 それでは、日程に従って進めてまいります。 日程第１、会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
議　長	それでは、５番 岩間 委員 と７番 西元 委員を指名いたします。 日程第２、会期の決定についてを議題とします。 本日の総会の会期は、本日１日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。
全委員	異議なし。
議　長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日１日間と決しました。 日程第３、諸般の報告についてを議題とします。 第３１回の総会以降の諸般について、報告いたします。 ２月２日　水田活用の直接支払金等に関する説明会　山村開発センター ２月３日　蘭越町農業再生協議会臨時総会　役　場 以上で諸般の報告を終わります。 日程第４、議案第１号、農地法第１８条第６項の規定による通知についてを議題とします。 番号１番から番号６番について、一括上程します。 事務局から説明願います。

事務局
（小柳係長）

議案第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。

令和５年２月２８日提出、蘭越町農業委員会長名。

番号１番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は、昭和６３年６月３０日から平成１０年１１月３０日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年２月８日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年２月２８日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号２番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、畑で○○㎡です。契約期間は、平成２０年２月２８日から平成３０年１月３１日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年２月９日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年２月２８日です。解約理由は、他の者に譲渡するためです。

番号３番、貸主は○○さん、借主は○○、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は、平成２２年３月３０日から平成２７年３月３１日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年２月２０日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年２月２８日です。解約理由は、契約相手を変更するためです。

番号４番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は、平成２２年２月２６日から平成２７年３月３１日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年２月１３日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年２月２８日です。解約理由は、耕作できないためです。

番号５番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は、平成２２年３月３０日から令和２年３月３１日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年２月１６日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年２月２８日です。解約理由は、耕作できないためです。

番号６番、貸主は○○、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は、平成２１年４月１日から平成２４年３月３１日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年２

	月１６日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年２月２８日です。解約理由は、耕作できないためです。 ご審議お願いいたします。
議　長	引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。
１番 （黒川委員）	番号１番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所は、〇〇沿いの〇〇さんの家の裏側に一団地、向かい側から奥にもう一団地あります。議案第２号にも出てきますので、よろしくお願いいたします。
１６番 （伊藤委員）	番号２番について説明します。内容については事務局説明のとおり他の者に譲渡するため、解約をするものです。場所ですけれども、〇〇から〇〇ほど進んだところにある一角になります。よろしくお願いいたします。
７番 （西元委員）	番号３番、番号４番についてご説明させていただきます。内容は事務局説明のとおりです。場所に関しましては、まず３番は〇〇から〇〇側に上がって行きますと、十字路があり、そこを右に曲がりまして、〇〇位行った〇〇側の団地になります。 ４番ですが、内容に関しましては事務局説明のとおりです。場所に関しましては、〇〇から降りていきまして、〇〇を左に曲がりまして、〇〇よりも〇〇位手前にある、道路から行くと右手にある一団地であります。よろしくお願いいたします。
１１番 （安田委員）	番号５番、番号６番について説明します。内容につきましては事務局説明のとおりです。５番の場所ですが、〇〇さんの家のそばに４筆と家の前の町道を下がって行って〇〇ほど行ったところに１筆ございます。 番号６番の場所ですが、先ほどの５番の〇〇側に隣接する農地です。よろしくお願いいたします。
議　長	これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。
全委員	（質疑なし）

議　長	質疑なしと認めます。 原案のとおり受理してよろしいでしょうか。
全委員	（質疑なし）
議　長	議案第１号は、原案のとおり受理することとします。 日程第５、議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。 番号１番から番号４番について、一括上程します。 事務局から説明願います。
事務局 **（小柳係長）**	議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定をするため、農地法第３条第１項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和５年２月２８日提出。蘭越町農業委員会長名。 番号１番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は使用貸借、貸付理由は引き続き経営を移譲した後継者に農地を貸し付けするため、です。価格は無償です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１５年２月２８日までの１０年間です。 調査書は別紙のとおりです。 番号２番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は耕作できないためです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は共済水張面積価格で田で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和８年２月２７日までの３年間です。 調査書は別紙のとおりです。 番号３番、貸主は○○さん、借主は○○、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は耕作できないためです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は田で○

	○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１０年２月２７日までの５年間です。 調査書は別紙のとおりです。 番号４番、貸主は○○さん、借主は○○、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は耕作できないためです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は共済水張面積価格で田で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１０年２月２７日までの５年間です。 調査書は別紙のとおりです。 ご審議お願いいたします。
議　長	引き続き、担当委員から補足説明を願います。
２番 **（近藤委員）**	番号１番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所ですが、○○の圃場のすぐ隣の圃場になります。よろしくお願いいたします。
３番 **（髙山委員）**	番号２番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所ですけれども、議案第２号２番の地図を見ていただきたいと思います。真ん中に右から○○が走っていますけれども、○○からちょっと上の方へ行くと○○方面、左に行くと○○で丁度その突き当りの真ん中の土地です。どうぞよろしくお願いいたします。
５番 **（岩間委員）**	番号３番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所は、○○をずっと入りまして、○○さんの家の方に向かうと、○○と○○の間に○○さんの田んぼと○○さんの田んぼがあり、その丁度真ん中にある土地ですので、よろしくお願いいたします。
７番 **（西元委員）**	番号４番について説明します。内容に関しましては事務局説明のとおりでございます。１号議案で○○と解約した土地になります。代わりまして、○○が借りるという事で、場所に関しましては、先ほど説明した通り、○○から○○側に上がって行ったところの農地でございます。よろしくお願いいたします。

議　長	これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。
全委員	（質疑なし）
議　長	質疑なしと認めます。 本案は、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。
全委員	（異議なし）
議　長	本案は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。 日程第６、議案第３号、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。 番号１番について、上程します。 農業委員会法第３１条、議事参与の制限により、○○委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。（○○委員退席） 再開します。 事務局から説明願います。
事務局 **（小柳係長）**	議案第３号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。 令和５年２月２８日提出、蘭越町農業委員会長名。 番号１番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、成立する法律関係は売買です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円、総額で○○円です。対価の支払期限は令和５年３月末日、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和５年４月１日です。譲渡理由は、耕作できないためです。 調査書は別紙のとおりです。

ご審議お願いいたします。

議　長　引き続き、担当委員から補足説明を願います。

１４番
（杉本委員）　番号１番について説明します。お手元の図面を見ていただきたいと思います。内容については事務局説明のとおりです。場所ですが、左側が〇〇方面で右側が〇〇方面、上に〇〇が走り、〇〇があります。右の端の方に図面には載っては居ませんが、〇〇がありまして、ここから〇〇の方へ上がって行く道路があり、そこを進んだところにある農地となります。

議　長　これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員　（質疑なし）

議　長　質疑なしと認めます。
原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

全委員　（異議なし）

議　長　異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。
本案の番号１番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。

暫時休憩とします。（〇〇委員着席）
再開します。

番号２番から番号１４番について、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
（小柳係長）　番号２番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円です。対価の支払期限は令和５年１１月末日、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和５年１２月１日です。譲渡理由は、耕作できないためです。
調査書は別紙のとおりです。

番号３番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、畑で○○㎡です。成立する法律関係は売買です。１０ａ当たりの価格は畑で○○円、総額で○○円で遊休農地化しているためこの価格となっております。対価の支払期限は令和５年３月末日、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和５年４月１日です。譲渡理由は、耕作できないためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号４番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円、総額で○○円です。契約期間は、令和５年３月８日から令和１５年１月８日までの１０年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号５番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は売買です。１０ａ当たりの価格は田で○○円、総額で○○円です。対価の支払期限は令和５年３月末日、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和５年４月１日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号６番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、田で○○円、総額で○○円です。対価の支払期限は令和５年５月末日、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和５年６月１日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号７番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円、総額で○○円です。契約期間は、令和５年３月８日から令和６年３月７日までの１年間です。貸付理由は、契約を

更新して、農地の貸し付けを継続するためです。
調査書は別紙のとおりです。

番号８番、利用権の設定等を受ける者は、○○、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円、総額で○○円です。契約期間は、令和５年３月８日から令和５年１２月３１日までの１年間です。貸付理由は、耕作できないためです。
調査書は別紙のとおりです。

番号９番、利用権の設定等を受ける者は、○○、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、畑で○○㎡、成立する法律関係は売買です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円から○○円、畑で○○円、総額で○○円です。対価の支払期限は令和５年１１月末日、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和５年１２月１日です。譲渡理由は、耕作できないためです。
調査書は別紙のとおりです。

番号１０番、利用権の設定等を受ける者は、○○、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、畑で○○㎡、成立する法律関係は売買です。１０ａ当たりの価格は畑で○○円及び○○円、総額で○○円です。対価の支払期限は令和５年３月末日、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和５年４月１日です。譲渡理由は、耕作できないためです。
調査書は別紙のとおりです。

番号１１番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円、総額で○○円です。契約期間は、令和５年３月８日から令和１０年２月５日までの５年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。
調査書は別紙のとおりです。

番号１２番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、成立

する法律関係は賃貸借です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円、総額で○○円です。契約期間は、令和５年３月８日から令和１０年２月５日までの５年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。
調査書は別紙のとおりです。

番号１３番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、畑で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円、畑で○○円、総額で○○円です。契約期間は、令和５年３月８日から令和１０年２月５日までの５年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。
調査書は別紙のとおりです。

番号１４番、利用権の設定等を受ける者は、○○、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、畑で○○㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０ａ当たりの価格は畑で○○円、総額で○○円です。契約期間は、令和５年３月８日から令和１５年３月７日までの１０年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。
調査書は別紙のとおりです。

ご審議お願いします。

議　長　引き続き、担当委員から補足説明を願います。

２番
（近藤委員）　番号２番、番号３番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。○○さんが耕作できないため、農地を譲渡するものです。場所につきましては、○○の○○から○○位行った所から右に入ると、当該農地があります。
それから３番ですけれども、○○を○○に向かって進み、○○の手前の左側にある農地になります。単価につきましては、畑で○○円なのですけれども、長期にわたって耕作されてないために、非常に荒れていてこのような価格となりました。よろしくお願いいたします。

１３番　番号４番について説明します。内容については事務局説明のと

（坂井委員）	おりでございます。場所なのですが、〇〇から〇〇に向かいまして、〇〇を渡った後、すぐ右に曲がり、それから更に〇〇ほど行ったところに〇〇さん宅があるのですけれども、そこの〇〇側の圃場の一角になります。よろしくお願いいたします。
１番 （黒川委員）	番号５番、内容については事務局説明のとおりでございます。場所に関しては、議案第１号で出てきました場所なのですけれども、〇〇さん宅とその反対側にある農地になります。よろしくお願いいたします。
６番 （宮武委員）	番号６番について説明申し上げます。内容については事務局ご説明のとおりでございます。場所につきましては、〇〇から向かいますと、〇〇を渡り、〇〇のＴ字路の手前〇〇に〇〇さんの住宅があり、その周りの圃場となっております。よろしくお願いいたします。
１６番 （伊藤委員）	番号７番から１０番について説明します。内容はいずれも事務局説明のとおりです。場所ですけれども、７番ですが、〇〇から〇〇側へ〇〇ほど戻ってきた所に〇〇さんの住宅があるのですけれども、そこから〇〇ｍほど上に上がった所にある農地になります。 番号８番ですけれども、〇〇さんの住宅の向かいに〇〇があるのですが、〇〇の斜め道路向かいの所になります。 番号９番は、〇〇さんの家の周りの圃場とその手前に、〇〇さん宅があるのですが、その横の圃場になります。 番号１０番ですが、〇〇さん宅の横の畑となります。よろしくお願いいたします。
７番 （西元委員）	番号１１番に対しましてご説明いたします。内容に関しましては事務局説明のとおりでございます。農地の場所ですが、〇〇の交差点から〇〇側に上がっていきますと、〇〇さん宅があり、その真上に一団地、そこから少し奥に行きますと、〇〇さん宅から〇〇の方へ戻る道路があるのですけれども、それを〇〇位、〇〇側に向かった先に一団地、その道路の近くに〇〇があるのですけれども、その付近に一団地あります。よろしくお願いいたします。
１１番 （安田委員）	番号１２番から１４番まで説明させていただきます。１２番・１３番は関連ございますので、一括で説明させていただきます。

内容については事務局説明のとおりです。場所ですが、１２番の４筆と１３番の上から３筆の農地は〇〇近くの〇〇さんの住宅の反対を〇〇ほど奥に進む細い道があるのですが、そこをさらに進んだところにございます。また、〇〇ですが、〇〇さんの住宅のすぐ横にある農地です。

番号１４番について説明いたします。こちらも事務局の説明通りです。場所ですが、〇〇付近で、〇〇があった所の道路挟んで〇〇側にある農地です。よろしくお願いいたします。

議　長　これより、質疑及びご意見を伺います。

質疑・ご意見はありませんか。

全委員　（質疑なし）

議　長　質疑なしと認めます。

原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

全委員　（異議なし）

議　長　異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

本案の番号２番から番号１４番については、原案のとおり決定し､その旨町へ通知します。

日程第７、議案第４号、令和５年農作業雇用標準賃金の改定についてを議題といたします。

第３１回総会で、「振興･農政専門委員会」に付託しておりますので、近藤委員長から検討した結果について報告をお願いします。

２番
（近藤委員）　振興･農政専門委員会で令和５年農作業雇用標準賃金の改定をしていただきました。それについてご説明いたします。手作業については、今年最低賃金が上がっており、９２０円になっております。前年まで９００円という事で設定しておりましたけれども、２０円上がったことによってこれをクリアしなければならないという事で、時給９５０円という事で設定させて頂きました。実働８時間としますと日給７，６００円となります。トラクターやコンバインなどの機械作業についてですが、軽油に関わる燃料高騰もありますけれども、前年と比較しまして、燃料は極端に変わってないだろうという事で、これらの単価については、前年度と同

じにしております。また、小麦・大豆収穫の１０ａ辺りの単価は３０ａ未満と３０ａ以上を載せてありますけれども、未満は９，０００円。以上は８、０００円です。馬鈴薯収穫刈取についても、変わっておりません。それと乾燥機の調整２，７００円、２，９００円は水分によって単価を変えておりますけれども、灯油価格についても例年とほぼ変わってないという事で、この価格にしました。ただ電気料金がこの後上がる予定でありますので、下の注釈４番に書いてありますけれども、燃料価格や電気料金等高騰時においては、両者で協議決定していただくという事になっております。それから畦塗機については前年度と同じ１m辺り２０円。ヘリ防除１０ａ辺り、前年は１，８００円で、農協総会での単価決定が３月１０日に予定となっておりますので、一応２，０００円という事で改正予定をしております。それから水田防除１，２００円、ここも変わっておりません。融雪剤散布も前年度と同じ６００円という事であります。以上です。

議　長　ただ今、近藤委員長から報告がありましたが、ご質問等はありませんか。

全委員　（質疑なし）

議　長　報告のとおり、決定してよろしいでしょうか。

全委員　（異議なし）

議　長　それでは、近藤委員長からの報告のとおり決定することとします。

なお、この賃金表を農家の皆さんに配布することといたします。

日程第８、議案第５号　農地法改正に伴う農地法第３条第２項第５号の規定に基づく下限面積の廃止についてを議題といたします。

事務局から説明願います。

事務局（小柳係長）　議案第５号、農地法改正に伴う農地法第３条第２項第５号の規定に基づく下限面積の廃止について、令和５年２月２８日提出、

蘭越町農業委員会長名。

右上に議案第５号参考資料と書かれている５枚ものの資料の最後のページをご覧ください。昨年１２月の総会でも少し触れましたが、現在蘭越町では下限面積の設定を北海道では２ｈａのところを平成２１年に別段面積として５０ａと定め、告示し、その後、この面積に変更はありませんでした。２枚目の資料をご覧ください。しかし令和５年４月１日施行の改正農地法により多様な人材の確保・育成を後押しする施策として、下限面積の設定を定めていた農地法第３条第２項第５号が削除されることとなり、下限面積自体が撤廃されることから、別段面積を定めている農業委員会は農地の権利取得予定者等の誤解を招かないよう、当該公示を廃止するように通知がありました。

よって議決となった場合、資料１枚目のとおり廃止の告示を行う見込みとなっております。

なお、下限面積要件は撤廃されますが、農地の権利取得に必要なその他の要件である全部効率利用や農作業常時従事、地域調和などは引き続き継続となりますので、ご注意願います。

ご審議お願いします。

議　長　ただ今、事務局から説明がありましたが、意見やご質問はございませんか。

全委員　（質疑なし）

議　長　異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員　（異議なし）

議　長　本案については、異議ないものとして決定し、下限面積を廃止することといたします。

日程第９、議案第６号　蘭越町農業委員会「農地等の最適化の推進に関する指針」の決定についてを議題といたします。

事務局から説明願います。

事務局　議案第６号、蘭越町農業委員会「農地等の最適化の推進に関す

（小柳係長）

る指針」の決定について、令和５年２月２８日提出、蘭越町農業委員会長名。

先週、総会案内の時に送付しました、蘭越町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」をご用意ください。

まず、先月総会でも触れましたが、当該指針を策定することとなった経緯から説明いたします。３枚ものの議案第６号参考資料の１枚目をご覧ください。現行の農業委員会等に関する法律第７条では当該指針については指針を「定めるように努めなければならない」と、策定の義務はありませんでしたので当農業委員会では当該指針を策定しておりませんでしたが、令和５年４月１日の改正によりこの「定めるように努めなければならない」の部分が「定めなければならない」と変更になります。また、この指針の策定は先般納入されたタブレット端末の通信費などの補助金のである最適化交付金の交付要件ともなっております。よって改正法施行日に間に合うよう令和４年度中に新しく指針を策定するところでございます。

それでは指針の説明に移ります。まず１ページ目をご覧ください。まず指針に関する基本的な考え方が記載されており、今後作成予定の地域計画作成などについて書かれています。なお、下から５行目に指針の検証・見直しについては３年ごととしておりますが、これは地域計画の細部については、これから町農林水産課等と固めていくところであり、計画の検証・見直し年数についてはまだ定めていないことから、地域計画完成期限の令和７年４月までを１スパンとして、現状の令和４年度４月から、３年としました。

２ページ目に移ります。ここからは各項目の具体的な目標や、推進・評価方法について記載されており、まずは遊休農地についての項目があります。現状については参考資料の２枚目以降にあります、昨年４月の総会にて議決しました「令和４年度最適化活動の目標の設定等」の数値を記載しており、以降の現状数値も同様です。３年後の目標値については、国からは１年につき緑区分の遊休農地を２０％解消するよう目標数値を記載する旨、通知があることから、仮に新規遊休農地が発生しないと仮定して、３年後の目標面積を設定しております。また、評価方法についても「令和４年度最適化活動の目標の設定等」に基づくものとなっており、以降の評価方法も同様です。

続きまして、３ページ目です。担い手への農地利用集積目標に

	ついて記載があり、３年後の目標数値ですが、集積率については北海道全体で一律の目標数値があり、令和１２年度末で集積率９５％に設定するよう通知があり、現状の９０．７％から計算をして、３年後の目標を設定しております。 その下の担い手の育成・確保についてですが、この目標数値については町の農政係と協議の上、記載の数値を設定しました。実際には離農農家と新規就農者を比べると離農農家が多いため数値どおり推移することは難しいところですが、総農家数が統計数値を使用する関係上このような数値となっております。 ４ページ目をご覧ください。中段ほどの新規参入の促進目標ですが、１年につき１人、取得面積は４月１日の法改正で撤廃となりますが、下限面積の０．５ｈａとして、３年で３人、１．５ｈａと設定しております。 最後５ページ目については、地域計画の目標達成のための農業委員会の役割が記載されています。 以上で指針についての説明を終わります。 ご審議お願いします。
議　長	ただ今、事務局から説明がありましたが、意見やご質問はございませんか。
全委員	（質疑なし）
議　長	異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。
全委員	はい
議　長	本案については、異議ないものとして決定し、関係機関にも参考資料として送付することとします。 日程第１０、報告第１号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局 **（小柳係長）**	報告第１号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について、令和５年２月２８日提出、蘭越町農業委員会長名。 令和５年２月８日付けで、○○さんから祖父　○○さんより○

	○番について相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。
議　長	ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。
全委員	（質疑なし）
議　長	以上で、よろしいですか。
全委員	はい
議　長	続きまして、日程第１１、報告第２号　新たな農地施策全道研修会について、 事務局から報告願います
事務局長 **（高田局長）**	報告第２号、新たな農地施策全道研修会について、報告いたします。 この研修会は２月１０日に札幌市で開催され、農政係１名、農業委員会事務局２名の計３名にて出席いたしました。 研修会で示された内容につきましては、別紙資料のとおりとなっております。 研修会自体は５時間を超える内容でしたので、時間の関係上、基盤強化促進法に関わる部分について、要約して説明させていただきます。 中段が緑で塗られている、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の概要という資料の１ページをご覧ください。 ここに改正法の概要が示されております。まず、この１番、農用地利用集積計画が廃止されることにより、今現在行っております、基盤強化促進法による農地の賃貸、売買を行うことができなくなります。 その代わりに、３番に記載されております農地バンク事業により、地域の土地の賃貸、売買が行われることになります。 具体的にどう変わるか、ということにつきましては、町内の農地をエリア化し、そのエリアごとの１０年後の担い手を想定した「地域計画」を策定し、その策定された計画に基づいて、農業公社による農地バンク事業にて土地の利用集積が行われることとなります。

そして、いつまで現行の基盤強化法による農地の賃貸・売買が行えるかということにつきましては、資料２ページの第３条に記載されていますとおり、最長で令和７年３月末までとなり、地域計画を策定、公告した時点で行えなくなる、と定められております。なお、既存の計画で賃貸借の期間が残っているものについては期間完了まで有効となります。

この地域計画の策定にあたり、農業委員会が果たさなければならない役割につきましては、７ページをご覧ください。

これが地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画の策定までの流れとなります。

この中で主に農業委員会が担う部分につきましては、まず、一番上に記載されております、地域計画のエリア決めがあります。これは町が行う協議の場にて、関係団体として参加することになります。既存の人・農地プランのエリア分けをそのまま使用することもできますので、そこを踏まえた議論となろうかと思われます。

その協議の中で、上から３つめの項目では、農業委員会から現状地図の提供を行う、となっております。

この現状地図とは、現在、どの農地を誰が耕作しているか、というものであり、これにつきましては、現在、農業委員会の農地管理システム等とのデータ連携を進めている、農林水産省の地理情報共通管理システムや、現在開発中の農業委員会サポートシステムにて出力が可能となると思われます。ただ、細かい部分につきましては修正が必要な箇所があろうかと予測されますので、タブレット等を活用しながら、農業委員の皆様による確認をお願いすることとなると思われます。

そしてその後、上から５番目、地域計画と目標地図の作成、という流れになります。

本来であれば農業委員が地域から聞き取りを行い、１０年後の農地の担い手について地図に落とし込み、町へ目標地図の素案を提出し、その素案を元に目標地図をつくるという流れになるのですが、この目標地図を作成する目的というのは、担い手であります認定農業者等へ農地を集積する道筋を作る、ということにあります。

しかしながら北海道におきましては、現場の農業委員の働きかけなどにより、すでに現行の基盤強化促進法等による担い手への利用集積がかなり高い水準で進んでおり、目標地図を作る必要性について疑問の声もあがっておりました。

その声が反映されたのかどうかは不明ですが、一枚戻り６ページの左側、目標地図の作成時点において効率的かつ安定的な利用集積がなされている場合については、地域での協議により、現状地図をもって目標地図に代えることが可能、という流れとなりました。

何をもって利用集積が図られていると判断するかについては、道の見解として、このページの一番下に記載しておりますとおり、担い手への農地の集積率が７０％以上、かつ遊休農地率が１％以下であることを判断の目安とするとのことです。

ちなみにこの判断については、地域計画のエリアごとに判断するとのことで、蘭越町においては、集積率については全域で基準を満たしており、遊休農地率につきましても町全体としては１％以下となっております。

なお、地域計画の計画書につきましては、農地ごとに担い手を記載する必要があるのですが、担い手を記載する欄の横に備考欄がありまして、そこには担い手に不測の事態があった場合に備え、代わりに利用する者を記載することになっているとのことです。

仮に、現行地図をそのまま目標地図とした場合につきましては、計画自体は随時変更が可能となるため、１０年後の担い手が未確定の農地について、予測で無理矢理担い手を当てはめるよりも、現状の耕作者を計画書に記載し、備考欄の代わりの担い手の欄に個人名ではなく、「地域の認定農業者」もしくは「町内の認定農業者」という表現で記載する、また、「認定農業者等」、と最後に等をつけることにより、ほぼ全ての農業者を対象することが可能となり、実際に担い手が確定し賃貸や売買を行う際、現行の計画からの矛盾がなく、変更が円滑に進むものと思われます。あくまでも、今お話した内容につきましては、現行地図をそのまま目標地図にすることも可能、という話であり、実際の目標地図をどうするかにつきましては、農地専門委員会を中心とした農業委員会と、町や関係機関の協議により、取り進めてまいりたいと思います。

その他の研修内容として、地域計画による農地転用の制限や、認定農業者制度を活用した農業用施設への転用等の説明もありましたが、これらにつきましては、時間の都合上、また改めてご説明させていただければと思っておりますし、

制度に関する疑問点や詳細につきましては、随時事務局までお問い合わせください。

また、北海道農業会議に対し、今回の研修会の内容について、当町の農業委員向けに開催してもらえないかという要望をしたと

	ころ、４月以降であれば対応可能とのことでしたので、時期を見て開催できればと思っております。 以上で報告を終わります。
議　長	ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。
全委員	（質疑なし）
議　長	以上で、よろしいですか。
全委員	はい
議　長	その他の報告を事務局からお願いします。
事務局長 **（高田局長）**	次回総会は、３月２９日（水）午後３時３０分からを予定しております。 総会終了後、懇親会を兼ねた意見交換会を開催したいと思いますので、総会につきましては午後３時半からを予定しております。 また、農業経営基盤強化法による所有権移転代位登記の実施状況について、お手元に配布させていただいております。 続きまして、農業委員の改選についてですが、３月１日から３月３０日までの受付期間により公募が行われます。 ３月１日付けの行政協力員文書や町ホームページにて周知を行う予定となっております。 お手元に参考までに周知文書ならびに届出書の用紙と、継続非継続の意向には関わらず、団体推薦以外の委員の方には参考として、前回改選時に提出していただいた届出書のコピーを配布しておりますので、よろしくお願いいたします。 最後に、３月１５日、札幌市で北海道農業会議の総会が開催されるのですが、その席上で、任期１７年間以上の委員を対象とした、農業委員永年勤続表彰が行われ、当委員会からは西元代理が表彰されることになっておりますことを報告いたします。 以上で私からの報告を終わります。
事務局 **（小柳係長）**	私からは、１件相続登記の義務化についてお話しします、カラー印刷の相続登記の申請が義務化されます、という資料をご覧ください。

相続登記がされない等の理由により日本全体で所有者不明土地が増加しており、その面積は２０１６年時点で九州本島より広く、２０４０年には北海道ほどの面積になると予想されています。こうした状況を受けて、民法と不動産登記法を改正する法律が一昨年成立しました。

資料に、改正に伴う様々な見直しについて記載がありますが、本日はその中でも相続登記の義務化についてお話ししますので資料の５ページ目をご覧ください。

先ほどの改正により令和６年４月１日より相続登記の申請が義務となります。内容については相続などによって不動産の所有権を取得した相続人に対し、その所有権を取得した日から３年以内に正当な理由なく相続登記の申請を怠った場合は１０万円以下の過料の対象となるものです。この罰則は施行日前に発生した相続に対しても対象となり、その場合は施行日の令和６年４月１日から３年以内に申請する義務が発生します。罰金対象の調査方法については現在のところ国から通知が無いので詳細は不明です。

また、申請ができなくてもやむをえない正当な理由については資料の最後のページをご覧ください。関東の法務局のホームページにその一例の記載があったのですが、正当な理由の例としては①相続登記を放置したために相続人が極めて多数に上り、戸籍謄本等の必要な資料の収集や他の相続人の把握に多くの時間を要するケース、②遺言の有効性や遺産の範囲などが争われているケース、③申請義務を負う相続人自身に重病等の事情があるケースなどとなります。

もし、地区の農業者や土地所有者の方などから相続に関しての相談を受けた際は今回の資料を参考にしてご対応願います。

以上です。

議　長

閉　会　宣　言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第３２回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後４時００分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　㊞

署名委員　　㊞

署名委員　　㊞